

食品安全委員会企画等専門調査会

(第32回) 議事録

1. 日時 令和3年2月4日(木) 14:00~15:53

2. 場所 食品安全委員会 中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 令和3年度食品安全委員会運営計画について
- (3) 食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

合田座長、阿知和専門委員、阿部専門委員、有路専門委員、有田専門委員、石田専門委員、稲見専門委員、畝山専門委員、浦郷専門委員、大塚専門委員、大西専門委員、鬼武専門委員、亀井専門委員、後藤専門委員、小西専門委員、坂野専門委員、佐藤専門委員、高岡専門委員、永倉専門委員、山田専門委員、米田専門委員

(専門参考人)

唐木専門参考人、原田専門参考人、横田専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山本委員、吉田(緑)委員、堀口委員、吉田(充)委員、

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、都築情報・勧告広報課長、秋元リスクコミュニケーション官、蛭田評価情報分析官、入江評価調整官、森総括係長

5. 配布資料

資料1-1 令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補につ

いて（案）

資料 1－2 令和 2 年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

資料 2 令和 3 年度食品安全委員会運営計画（案）

資料 3－1 令和 2 年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）

資料 3－2 令和 3 年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

6. 議事内容

○合田座長 それでは、皆様、定刻になりましたので、ただいまから第32回「企画等専門調査会」を開催いたします。

まず、事務局から現在の出席状況の報告をお願いします。

○新総務課長 失礼いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、食品安全委員会決定「テレビ会議又はWeb会議システムを利用した食品安全委員会への出席について」の2の規定に基づきまして、21名の専門委員、3名の専門参考人がWeb会議システムを利用して出席の予定でございまして、御予定の方は出席されております。食品安全委員会からも関係委員が出席しております。

なお、本日は2名の専門委員が欠席でございます。

また、本日の議事（1）に関連しまして、農林水産省水産安全室の中里室長、厚生労働省食中毒被害情報管理室の今川室長にお越しいただいております。

企画等専門調査会は原則として公開となっておりますが、このようなコロナ関係の事情から、本日は傍聴者を入れずに開催することとしております。

なお、本会合の様子につきましては、食品安全委員会のYoutubeチャンネルにおいて、動画配信を行っております。

以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

続いて、事務局から資料の確認をお願いします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、まず、資料1の束といたしまして、資料1－1「令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」及び資料1－2「令和2年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」がホチキス留めされたものです。資料1－3が「『自ら評価』に関して御提出いただいた御意見」、参考資料「令和2年度の『自ら評価』案件の選定について」、同じく参考資料「*Unicapsula seriola*に関する科学的知見について」でございます。なお、資料1－3につきましては、専門委員の方から事

前に御提出いただいた御意見の一部について当方で記載漏れがございましたので、差し替えを行いました。出席者の皆様には本日、恐縮でございますが、メールによりお送りしております。おわびとともに、御報告申し上げます。

次に、資料2の束として、資料2「令和3年度食品安全委員会運営計画」及びその別紙がホチキス留めされたものと参考資料。

資料3としまして、資料3-1「令和2年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書(案)」及び資料3-2「令和3年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)」がホチキス留めされたものでございます。

机上配付資料1としまして、「*Uncapsula seriola*に関する科学的知見について」。

机上配付資料2としまして、「議題2に関して追加で御提出いただいた御意見」でございます。

以上が資料でございます。不足の資料等はございませんでしょうか。

○合田座長 皆様、よろしいですか。

それでは、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局におきまして、令和元年11月14日の企画等専門調査会資料の確認書と、前回第31回企画等専門調査会から新たに着任された専門委員の確認書を確認いたしましたところ、委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○合田座長 御提出いただきました確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。皆様、よろしいですね。

御異議がないということだと思いますので、本会合の開催に当たりましては、意見または質問を事前に御提出いただいております。事務局より、本会合の議事の進め方について説明をお願いします。

○新総務課長 本会合は、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症のまん延の状況に鑑みまして、ウェブ会議の方式により開催しております。このことを踏まえまして、審議を円滑に進めていく観点から、審議に当たりましては、リスク評価、科学的審議を行っております他の私どもの専門調査会と同様に、事前に意見等又は御質問を提出いただきまして、提出された意見等を基に議論を行っていただくこととしております。

進行につきましては、議事の進捗に合わせて、意見の提出者を座長が指名し、提出された御意見を紹介していただくことといたします。紹介された御意見等に対してさらにコメント等がある場合、専門委員又は専門参考人は、挙手カードを掲げて指名を受けた後に発

言していただけますように、以上、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○合田座長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事（１）の「令和２年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」です。

本議題では、①*Unicapsula seriola*を令和２年度の「自ら評価」案件候補とするか、②「自ら評価」案件として選定されなかったものへの対応について、の２点について議論してまいりたいと思います。

まず、①のほう、*Unicapsula seriola*を令和２年度の「自ら評価」案件候補とするかについて議論したいと思います。

この案件ですけれども、昨年11月の第31回企画等専門調査会では、案件候補について絞り込みを行いまして、本件につきましては情報収集・整理の上、引き続き審議することになりました。

前回の議論で、小西委員から科学の観点はどうかという御意見が、有路委員から厚労省、農水省の意見を聞くべきという意見がありましたので、まずは事務局からの報告をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の都築でございます。

本日は、厚生労働省、農林水産省に出席をお願いし、御説明をいただくこととしております。

また、科学の観点につきましては、提案者も文献を引用されていた国衛研の大西貴弘室長が本日は御出席できないということでしたので、事務局があらかじめ話を伺ってまいりました。大西室長から頂いたメモを机上配付資料としてお手元にお配りしております。その概要を御紹介させていただきます。

まず、*Unicapsula seriola*の食品健康影響評価を実施するに当たり、有症事例の原因物質として断定するためには毒性データが不足している。

それから、カンパチが発育段階のどの時点で感染するのか、すなわち輸入される種苗の段階か、それとも日本国内で感染しているのかを含め、感染に関する詳細が明らかでない。

また、検査方法について、胞子が球形で油滴と見分けにくいことから、染色すると見やすくなる。またPCRでは発育ステージに関係なく定量することが可能と書いていただいております。

検査方法について若干補足いたしますと、有症事例との関連が疑われる胞子を確認するにはPCRではなく顕微鏡観察を行う必要があります、染色が必要ということかと思っております。

最後に、考えられるリスク管理措置として、ヒラメのような隔離された陸上養殖ではな

いため、養殖場レベルで行えることはあまりないということでした。

以上です。

○合田座長 それでは次に、厚生労働省から、本品の食中毒被害とその対応についてどのように考えているか、御説明をお願いします。

○厚生労働省 食中毒被害情報管理室今川室長 厚生労働省食品監視安全課食中毒被害情報管理室室長の今川と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

厚生労働省の*Unicapsula*に関する考えということで、若干私から御説明申し上げたいと思います。

厚生労働省のほうでも、やはりこの*Unicapsula*、これは寄生虫ですけれども、非常に重要な病因物質ということをご認識してございます。実際に今、食中毒を年平均すると大体1,000件ぐらい自治体から上がってくるのですけれども、そのうちの数件は恐らく*Unicapsula*ではないかということで上がってまいります。

恐らくというのは、やはり先ほど大西委員や、前回、何名かの委員の方からも御発言があったと思いますけれども、いわゆるその病原性ですとか発症と菌数、菌数ということこれは寄生虫ではありますけれども、そういった数との因果関係ですとか、あるいは事例の蓄積、そういったものを踏まえると、現状、この*Unicapsula*が病因物質として確定できると、これがもとで発症しているというところまではまだ情報がなかなかつかめないもので、恐らく推定ということで上がってまいります。

したがって、病因物質の中では主に「不明」というところで上がってきます。ただ、だから食中毒として認識していないということではなくて、一つの食中毒ということで厚生労働省も認識しております。

それから、通常、この食中毒1,000件、まず、どうやって自治体から上がってくるかというと、食中毒事件票という食品衛生法に基づいた報告様式があるのですけれども、それが上がってまいります。それが例えば1,000枚上がってくれば、その年は1,000件の食中毒があったということになります。

この食中毒事件票にはいろいろな項目があるのですけれども、そのうちの一つが、病因物質の種別という項目です。これは今、27の項目に分かれておりまして、内訳としては細菌、細菌というのは微生物の話でして、細菌が16項目、ウイルスが2項目、寄生虫が4項目、それから、そのほかが5項目あるのですけれども、化学物質とか植物性自然毒、動物性自然毒、それから本当のその他、不明、こういった項目を合わせて27の項目があります。

よく自治体さんからも、この*Unicapsula*について独立した項目に挙げてもらうともう少し調査事例の蓄積がもしかしたら上がるかもしれないという声もお伺いしておりまして、厚生労働省もそれは十分認識しているところではございます。

ただ、これを独立した項目として上げるということも現状、かなり検討が必要と考えて

いるところがございます。例えば、この27の項目のうち、その他のという項目が幾つかあります。例えば、その他の病原大腸菌です。その他の病原大腸菌というのは、平成8年、平成9年ぐらいに当時、伝染病予防法の中で腸管出血性大腸菌が明確に位置づけられたときに合わせて、その他の病原大腸菌から腸管出血性大腸菌というのを独立項目にしました。そういう背景があって別にしました。

今、その他の病原大腸菌の中にも非常に重要な微生物が幾つもありまして、例えば、去年1年間の中で、大きな食中毒で埼玉県の学校給食の食中毒がありましたけれども、それもその他の病原大腸菌という中に含まれるものです。あるいは、同じ去年の食中毒で、仕出し弁当で2,500人級という比較的大きな食中毒があったのですけれども、それもその他の病原大腸菌という項目に入っています。

それから、そのほかにウイルスでいいますと、ノロウイルスが独立項目で出ております。そのほかのウイルスはその他のウイルスということになりますけれども、ノロウイルスは、これは当時、小型球形ウイルスというもので平成9年に加わったのですけれども、当時の国際的な状況とかを踏まえて小型球形ウイルスというのが一つのウイルスとして確立してきたということも背景があり、食中毒としても増えてきたという背景もありまして、同時にその他のウイルス、それからノロウイルスということで独立した項目で出しております。

その他のウイルスの中で重要なものとしては、A型肝炎ウイルスですとかE型肝炎ウイルス、それから、ロタウイルスですとかサポウイルス、こういったものが含まれます。

そして、寄生虫ですけれども、現在、4つの項目に分かれております。クドア、サルコシスティス、アニサキス、それからその他の寄生虫です。

クドア、サルコシスティス、アニサキスにつきましては、平成24年に独立した項目としております。これはその当時、クドアの食中毒が非常に増えてきたということと、管理措置、それから、病原性がある程度分かってきたということで、例えば、食品から1グラム当たり10の6乗個出たら食品衛生法の違反となるという管理措置もできたというふうになります。

それから、サルコシスティスです。これは生食用の馬肉で起こる可能性があるということで、馬肉についてはそういったサルコシスティスが出るようなもの場合には冷凍の措置をするといった管理措置を行っているところがございます。

それから、アニサキスは非常に数が増えてきたということもあって加えているものがございます。

*Unicapsula*は、その他の寄生虫という項目に入ってくるものがございます。

このようにその他のというところの中で、独立項目とするという考えももちろんございますけれども、薬事・食品衛生審議会の食中毒部会などでも議論しながら慎重に検討する必要があるというふうに認識しているところがございます。

ちょっと長くなりまして申し訳ありません。厚生労働省としては以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、続けて、農林水産省からお願いいたします。

○農林水産省 水産安全室中里室長 農林水産省畜水産安全管理課水産安全室の中里と申します。本日は、御説明の機会を与えていただきましてありがとうございます。

農林水産省には、魚の病気とそれを食べる人の健康というものを管理する部署と、それから、魚の養殖自体を管理振興していく部署の2つがございますけれども、本日は私からまとめて御説明させていただきたいと思っております。

まず、この*Unicapsula seriolae*につきまして、当方で所管しております養殖を担当する研究所ですとか、鹿児島県などの生産現場のほうにも問合せを行いました。その結果でございますけれども、研究者など一部の間では、カンパチに*Unicapsula*がついていることがあるということの認識はされておりましたけれども、御紹介がありましたとおり、まだ科学的にも*Unicapsula*とカンパチとの関係が明らかにはされていない現状ということでございます。

また、カンパチでございますけれども、これはブリなどよりも暖かいところに生息いたしまして、我が国では養殖で生産されることが多いものでございます。そして、南のほう、鹿児島などが主産地でございます。

その養殖方法でございますが、海面で天然水域で網生けすという籠のようなものでございますけれども、そういうもので養殖されているという実態でございます。

したがいまして、大西先生の中にもございましたけれども、ヒラメを宿主といたしますクドアの場合とは決定的に違いまして、クドアの場合は陸上で水を取水して養殖しますので、水の管理というのが可能でございましたけれども、そういうものとはカンパチの養殖というのは違うというところがございます。

それから、こちらも前回も有路委員や大西先生のほうからも御指摘がございましたけれども、その特殊性といたしまして種苗ですね、養殖をする種といたしますか、稚魚でございますけれども、こちらのほうも海外種苗に依存しており輸入しております。種苗に占めます外国産種苗の割合は、おおよそ95%と推定しているところでございます。

なお、生産現場の状況でございますけれども、カンパチはブリよりもちょっとお高いといたしますか、高級魚として人気のあるものでございますけれども、この新型コロナ禍の影響で外食需要が激減しております。このため、生産現場では出荷量が減少しております。これに伴いまして、産地の価格の回復も見られない低迷した状況でございます。通常ですと浜値キロ1,300円ぐらいであったところが、現在900円を割るような状況、しかも回復が見られないような状況となっております。

ほかの魚種、似たようなブリとかタイとかがございますけれども、そういう他の養殖魚種と比べましても、このカンパチは高級魚というところもあるのかもしれませんが、より厳しい状況でございます。こういう状況でございますので、私どもといたしましては、

今後も生産現場を通じまして本件に関する動向を注視していきたいと考えております。
以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

今、農水省さん、厚労省さんからの御説明で非常に幅広い情報が入ったとは思いますが、この両方の説明につきまして、特に御質問がございましたら、順次指名しますので、挙手カードを御提示いただければと思います。

鬼武先生、よろしくお願いします。

○鬼武専門委員 鬼武です。

各省庁からの御報告ありがとうございました。具体的によく分かりました。

一つ、厚生労働省の今川室長にお尋ねしたいことがあります。先ほどの27項目の中で、Unicapsulaは寄生虫の中で“その他”ということで独立した項目でないという説明で、厚労省さんの考えているところでは、独立したものとして上げるものとしては優先順位としては高くないというか、更なる調査が必要という理解でいいのでしょうかというのが一点です。

それと関連して、食中毒部会で具体的に個別の事例といいますか、独立した項目に上げる際には、例えば食中毒の事例が何件以上になるとか、毒性的な要件が分かってきたとか、検査法が確立されているとか幾つかのファクターがあると思うのですが、そういう幾つかの要因を含めて独立した項目というふうになるのでしょうか。いくつかの条件が揃った際に、例えば寄生虫に関してはこれまでの独立したものはやはり食中毒事例数として上がってきたものが多いと思うのですが、そういう理解でいいかということです。

要するに、どういう形で独立した項目として食中毒部会で設定されるかという、この2点についてお尋ねします。

以上です。よろしくお願いします。

○合田座長 厚労省、お願いしてよろしいですか。

○厚生労働省 食中毒被害情報管理室今川室長 厚生労働省の今川でございます。

鬼武委員、ありがとうございました。

2点ありまして、1点目は、独立した項目とするには早いかどうか、厚労省の考え。それから2点目は、仮に独立した項目として上げるかどうか検討するときの食中毒部会でのこういったファクターによって上げるということになるかということだと思います。

まず1点目ですけれども、独立項目として上げるにはやはりちょっとまだデータなりが不足していると考えております。これは次の2個目の御質問ともちょっと関連してくるので、通常ファクターは統一的なものはありません。総合的に判断していくと

ということになるかと思うのですけれども、例として4つ、5つ挙げるとすれば、まず病原性が強いかわい、その病原性がある程度確定してきたかどうか、それから、発症の症状が重いかわい、そして、次に病原性とこの発症について、発症と菌数との因果関係が明確になってきたかどうか。それから、検査法がある程度確立してきたかどうか。その検査法ともまた関連するのですけれども、その検査法で行ったときに措置が十分に可能かどうか。あるいは、社会的状況の変化に対応しているかどうか、こういった幾つかの項目でそれが全て当てはまる場合もありますし、幾つかの場合も当然あると。それは事例によって異なるということになります。

例えば、寄生虫の場合ですと、クドア、サルコシスティス、アニサキスというのが平成24年に食中毒部会で検討がなされた上で独立項目としたのですけれども、例えばクドアの場合には、食中毒もヒラメで非常に増えてきたということもあり、ヒラメでの検出状況も確実に増えてきたと。その検査を行う検査方法も確定してきたと。その検査を、確定したその検査でもって行って菌数を見たときに、10の6乗個以上いると発症するという因果関係が非常に強いということも分かってきたと。そういった状況があったということです。

それから、サルコシスティスについては、発症の菌量、菌量といっても寄生虫ですけれども、菌量との因果関係というのはなかなか難しいところがあるのですけれども、ただ、食中毒としての報告はやはり上がってきていると。検査法も確立してきたと。そうした中で、因果関係というのはなかなか難しいけれども、その試験法を行って検出したときの措置として冷凍措置をするということができるよう考えられるといったことがあります。

それから、アニサキスは、これはもう単純に件数が増えてきたということです。件数が増えてきたので、ほかの食中毒とのバランスも考えると、年間100件、200件出てくるとなると、当然、独立項目として上げて、さらなる管理措置を行う必要があるということになります。

この場合、*Unicapsula*に関して言えば、検査法はほぼ出来上がってきているのかなと思います。これは数年間かけて大西先生に研究いただいて、厚生労働科学研究のほうでほぼ出来上がっています。仮にそれを例えば公定法として通知をするということになると、その通知を使って検査がなされるのですけれども、検出した場合、どういう管理措置、例えば食品衛生法の違反に問えるのか、検出ただけで違反に問えるのか、それとも、やはり菌数での10の何乗個とかの管理が必要なのか、そういったこともあります。それから、件数としての事例がどの程度積み上がったか。こういうことを考えると、まだ*Unicapsula*につきましては検討の余地が非常にあって、今の段階では独立項目にするにはなかなか難しいと。

したがって、今すぐ食中毒部会で検討するというのも、今の段階ではまだ情報が少ないのかなと厚生労働省として考えているところでございます。

ちょっと長くなりまして申し訳ありません。以上でございます。

○鬼武専門委員 ありがとうございます。

○合田座長 ありがとうございます。

大西先生の机上配付資料を読ませていただいた限りでは、これが独立項目にならない一番の点は、因果関係が完全には明確になっていないところなのではないかなとは思いますが、かなり確率は高く、けれどもcertainlyまでには多分なっていないのかなというそのレベルなので、独立項目にできる、できないかというのは、やはり因果関係が明確ではないとやりにくいだらうなとは私は思いました。

そして、実際に試験方法もPCRでは割と楽ですけども、形態観察まで全部完全にやっついこうと思うと、実行性を考えると多分いろいろなことも考える必要があるかなというふうに私自身は理解をしました。

今の御意見に御説明がございましたけれども、そのことも踏まえまして、専門委員の皆様方、特に厚労省とそれから農水省に御質問はございますでしょうか。

石田先生、どうぞ。

○石田専門委員 石田でございます。

*Unicapsula*は、今、厚労省のほうでは食中毒事例としての取扱いになるのでしょうか、それとも、有症事例、こういう症状があった、事例があったよということになるのでしょうかというのが一点です。

それから、先ほど農水省のほうから、このコロナの関係で消費量がぐっと落ちてきたという話があったのですが、実際にはそういったことを見ると、事例数は少なくなってくるのだらうとは予測できるのですが、ただ、大西先生の資料を見ますと、いろいろな問題点を挙げていただいております。これを解決するのは、例えば、全国に衛生研究所があったり、食中毒の検査をしたりするところはあるのですが、そこにまずは検査法なり何なりという情報があって、そういう事例があったら、例えば大西先生のところに送ってちょっとでも実態に近づけていくというようなこと。それから、それに伴っていろいろな検査をして、例えば10の5乗あるいは10の6乗、もっと少なくてもなる事例があるとかの積み重ねが必要になってくると思うのです。毒性というところもあるのですが、そういったことを積み上げていって対応していくというのは、例えば、厚労省の仕事になるのでしょうか、それとも、食品安全委員会の仕事になるのでしょうかというところの整理が私自身ちょっとできていなくて、その辺を教えていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

○合田座長 基本的には安全性の評価はこの食品安全委員会ですけども、リスク管理は厚労省、それから農水省ということになっていますので、今の厚労省さんの説明は、リスク管理等をする際にデータを集められるので、そのための御説明ですよね。今ここで議論

することは、基本的に食品安全委員会の自ら評価の対象にするかどうかということです。自ら評価の対象にするかどうかということは、その因果関係が非常に強いかどうかということが明確でないとリスクの評価はできないので、そこが今、厚労省さんからいただいた情報で明らかになったのではないかなと私自身は思いました。

石田先生、そういう説明でよろしいですか。

○石田専門委員 はい、それで結構ですが、どこかがしっかりとやっていかないといけない事例ではないかなと思っています。

○合田座長 そのとおりです。データは継続的にこれからもサイエンスが横で進んでいる限りにおいて、そのサイエンスの進歩に従いながらデータは集まっていくだろうとは思いますが、今の状態は、まず、事象が間違いなく *Unicapsula seriola* であるということの確定が一つ重要なことであるし、それからあとは、分析法自身を横で決めていく必要もございまして、それから対処方法ですよね。それはリスク管理のほうですけれども、そういうことが明確になっていくと、その辺も全部併せていろいろな研究テーマとして進んでいかないと、その先が進まないのではないかなという具合に思っています。

ということで、特に農水省さんと厚労省さんに追加の御質問がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

では、以上のことを踏まえまして、資料1-3に沿って、専門委員の皆様から御提出いただいた意見がございますので、それに基づいて議論していきたいと思っております。まず、御意見をいただいた委員の方に、御意見について説明をいただき、その後まとめて審議したいと思っております。順番に意見の提出者を示しますので、意見等について御説明いただけますようお願い申し上げます。

まず、石田専門委員からお願いいたします。

○石田専門委員 石田です。

既に説明したところもあろうかと思うのですが、先ほど申し上げました積極的な情報収集と、それから、問題点の解決に向けた対応をお願いしたいと思っています。

大西先生の資料を見ますと、検査法はPCRなり染色法なりというのが確立されているのですが、まず、毒性、病原性の問題、それから汚染の時期や場所、国内の生息状況、漁獲された魚と養殖の魚の差というものが挙げられておりますけれども、これは何か案外一生懸命やれば早く結果が出てくるものではないかなということを思いまして、なるべく情報を出して行って集めたら、次に問題点の解決につながってくるのではないかなと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

その次は小西先生ですけれども、御説明いただけますでしょうか。小西先生、よろしいですか。小西先生が映っていないですね。どちらに行かれたのだろうか。

では、今、小西先生がいらっしゃらないので、戸部先生、お願いします。

○都築情報・勧告広報課長 戸部先生は本日御欠席ですので、事務局から御説明させていただきます。資料1－3にございます。

意見の内容が、*Unicapsula seriolae*の有害性については、自ら評価の対象とするのが良いのではないかと思う。

理由として、①対象にならない基準には当てはまらない。選定基準に該当する。

②カンパチの刺身は、普及しているので、安全性確保ができる体制につなげる必要があるという御意見でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

今、小西先生がいらっしゃらないので、事務局から説明をしていただけますか。

○都築情報・勧告広報課長 小西先生からの意見の内容といたしまして、「*Unicapsula seriolae*の有害性」について、これを原因物質とした食中毒と判断するためには、*Unicapsula seriolae*の有害性（毒性）に関する研究の進展及び事例の蓄積を待って、「自ら評価」として継続的に検討することに異存ありませんという御意見をいただいております。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局というか、これの全体を見ていらっしゃる方、小西先生がもしも戻られましたら必ずそこで発言をしてください。よろしくをお願いします。

ただいま御意見がございましたけれども、いただきました御意見について、特にさらに質問、それから御意見等がございましたら挙手をお願いいたします。皆様、よろしいですか。

有路先生、お願いします。

○有路専門委員 有路です。

全般的に言うと、毒性のところの評価が十分に知見が集まっていないものの、食中毒の原因の可能性が高いという状況なので、小西専門委員が書かれているように、毒性に関するところの情報をまずそろえることが優先課題と感じます。

ただ、自ら評価というよりはその毒性が明らかになった段階では、いわゆる通常のリスク評価という形で、厚労省側からリスクの評価というものが依頼される流れになるのでは

なかろうかと感じるころです。

それと、農水省様から説明があった今のカンパチ養殖業者の経営状況が非常に厳しいということは、当然勘案すべき課題ではあります。何かというと、消費者の健康を守るために食品の安全性を追求していかないといけないというミッションと同時に、当然、産業に与える影響というところが、きっちり対応ができるような策というものも同時に、これは食品安全委員会側ではなく農林水産省様のお仕事だとは思いますが、きっちり対応の方策を、今の段階から検討を始めておくべきではなかろうかと思えます。

そういうことも踏まえて、まずは厚生労働省さんの情報収集というところを優先するというので、私としては前回の意見に近いのですけれども、継続的に検討することには異論はありません。

○合田座長 有路先生、ありがとうございます。

ほかに御意見等はございますか。皆様、よろしいですか。

それでは、本件に関しまして、事務局から補足的な説明があると聞いておりますので、事務局、よろしくをお願いします。

○都築情報・勧告広報課長 都築でございます。私から、食品安全委員会が食中毒に対して行っている取組について御紹介をさせていただきます。

食中毒については、現在、件数が多いもの、すなわちアニサキス、カンピロバクター、ノロについて重点的に取組を行っております。

例えば、令和元年の食中毒の報告件数は1,061件あったのですけれども、アニサキスは328件、全体に占める割合が31%、カンピロバクターは286件、27%、ノロは212件、20%でございまして、これら3つのハザードで食中毒件数の78%、約8割を占めています。ちなみに「その他寄生虫」は2件でございました。

アニサキスにつきましては、様々な情報収集に合わせて研究事業もたまたま行っているところでございます。

それから、カンピロバクターについては、評価書を公表いたしまして、特に鶏肉の生産及び加工流通・消費といった各段階での衛生管理の重要性というのをリスク管理機関に通知させていただいております。

それから、ノロウイルスにつきましては感染者から排出されたウイルスが調理等の際に食品を汚染するといった事例が多く発生しております。食品安全委員会では様々な情報を集めまして、フェイスブックですとか、山本委員によります詳細な解説、「精講」というのを行っております、食品事業者や家庭で調理をする皆さんに、食中毒の防止について情報提供を行っております。

このように、様々な情報を集めて評価書の作成ですとかリスクコミュニケーションの実施というのを行っております。

一例を挙げますと、ノロについて、新型コロナウイルスですとアルコールで消毒をすることが非常に有効なのですけれども、ノロウイルスはアルコールでは失活せず、次亜塩素酸処理が有効であることなどを、山本委員のリスクコミュニケーションのときには例示を挙げてウイルスの性質を踏まえた対策を分かりやすく解説するなど、様々な取組を行っております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ただいまの補足説明につきまして、専門委員の皆様方、何か御質問等はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、これまでの議論を踏まえまして、事前提出していただいたもの以外で、*Unicapsula seriolae*の件に関しまして御質問または御意見等はございますか。よろしいですか。

その他の御意見がないようです。

以上を総括しますと、まず、発生件数の情報も少なく、それから、大西先生の机上の説明の書類にもございますように、科学的にも因果関係が間違いなくこれであるという、そういう評価ができる段階には今はないという状態だということだと思います。

ただいま、都築課長から紹介いただいたとおり、アニサキス、カンピロバクター、ノロなど、被害が大きくて、因果関係が明らかな案件については、食安委も評価の実施や、リスクプロファイル、ファクトシートの作成をするなど、適切な対応が取られていると思います。

したがって、本件につきましては引き続き動向を注視することとして、今回は見送ることとするということにしたいと思いますが、これについて御意見等はございますでしょうか。

鬼武先生、お願いします。

○鬼武専門委員 座長、ありがとうございます。鬼武です。

座長のまとめでいいと思うのですけれども、1つだけ確認をさせていただきたいのです。先ほど石田委員からも御質問があったように、今はリスクプロファイルなり情報というのは食安委としてはすぐに集めないという結論ですけれども、仮に今こういう状況にある*Unicapsula*についての暫定的な資料でありますとか検査法というのは、例えば、厚労省でどこかに公開されているとか、何かの情報がやはりどこかにないと、いわゆる保健所なりがそれを認知していただくこともやはり一方ではないかと思って、少しその点だけは気になります。それはリスク管理機関にもう任せればいいのかということでしょうか。そこだけ質問をさせていただきます。

以上です。

○合田座長 厚労省、何かありますか。

○厚生労働省 食中毒被害情報管理室今川室長 厚生労働省の今川でございます。

鬼武委員、ありがとうございました。

検査法は厚生労働科学研究で行っておりますので、厚生労働科学研究の報告が載っているページがありますので、そこで検査法も入手は可能でございます。

それから、当時、厚生労働科学研究で事例も収集しておりますので、同じくそこで収集は可能な状況でございます。

厚生労働省からは以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

この問題は、基本的にサイエンスがもう少し先に進まない、食安委としては多分、次のステップに行けないのだろうと私は思うのですが、食安委の研究費等でそのサイエンスの部分の先に進めるということはあるのでしょうか。事務局、何かありますか。

○都築情報・勧告広報課長 研究予算がありますので、また検討することは可能かと思えます。

○合田座長 多分、農水さんも。

○都築情報・勧告広報課長 すみません。次長にお願いしていいですか。

○合田座長 どうぞ。

○鋤柄事務局次長 ただいま御指摘がございましたように、私どもは調査研究のお金を持っておりまして、それも限られた予算でございますので優先度をつけてやっているところでございます。現在でいえば、先ほど紹介もございましたけれども、アニサキスですね。こういったものを優先的に調査をしておりますので、こういったものをまず片づけながら順次、次の課題について考えていきたいと思っております。

○合田座長 ありがとうございます。

どうも食安委は優先順位があまり高くないという意見のようではございますけれども、農水さん、多分、養殖方法も含めて、実際にはこの問題を送らなければいけないので、いろいろな立ち位置での解決策があるのではないかと思いますけれども、その辺について実際にどのように。何かサイエンスの部分で進歩されるとかというお考えはございますか。

○農林水産省 水産安全室中里室長 今日いただきました御知見を基に生産部局とも情報を共有し、養殖の現場でどのような方法があり得るのか、また、種苗ですね、まだ輸入種苗に頼っておりますので、人工種苗のほうも研究を進めて対応できるような形にできるのかが重要と思っております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

こういうのは様々な方法から全体としてのリスクが少なくなるようにという形で持っていくのが正しい方向性ではないかとは思いますが。

ということで、ただいま、このことについては今回の案件としては取り上げないということになりますけれども、最終的な報告を食品安全委員会に報告しなければいけないので、報告の形等につきましては私に御一任をいただきますということで、皆さん、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのような形で進めさせていただくことといたします。

それでは、その次でございますけれども、「自ら評価」案件として選定されなかったものへの対応についてということで議論してまいりたいと思います。

本件につきましては、前回の企画等専門調査会で御意見がありました。また、小西専門委員からも御意見をいただいております。まず御意見を提出いただいた小西専門委員に、資料1-3に沿って御説明をいただき、その後、審議したいと思いますが、小西先生は入っていらっしゃいますか。

○新総務課長 今、小西委員と電話連絡等を取りましたところ、Webexが少し不調であるということでございまして、事務局から説明等をして審議をするようにと、暫定的に御指示をいただいております。音声等で復帰ができましたら、また入っていただきたいと思っております。

では、都築課長から小西委員の意見を説明させます。

○都築情報・勧告広報課長 今、小西先生が入りましたね。

○合田座長 今、入られましたね。

小西先生、説明は可能ですか。取りあえず画面にはお名前は出ていますけれども、どうしましょう。

○都築情報・勧告広報課長 では、小西先生には聞いていただきつつ、事務局から御意見を御紹介させていただくこととしたいと思います。

資料1-3を御覧いただきます。

2ページに小西委員の御意見がございます。「自ら評価」の対象ではないと考える理由を示されていると。この判断に至った審議内容を提案された方を含めて、さらに広く知っていただくことが必要と感じています。審議結果の開示や、「自ら評価」案件募集候補の外部募集の案内に添付している「過去の『自ら評価』に関する審議の状況」などに、審議の議事録を参照いただけるように案内表記を行ってはいかがでしょうか。

また、「自ら評価」案件募集候補の外部募集の案内に添付されている「過去の『自ら評価』に関する審議の状況」に、過去3～5年程度の審議事案件を情報提供してはいかがでしょうかという御意見でございます。

○合田座長 小西先生、追加はございますか。ちょっとまだWebexの調子が悪いようですね。では、本件の対応につきまして事務局、どのようにお考えですか。

○都築情報・勧告広報課長 御説明させていただきます。

本件については、小西先生以外にも前回、鬼武専門委員からも御意見があったということ承知しております。皆さんの御指摘を踏まえまして、今後は自ら評価の案件公募時に、前年度の審議結果の概要をお示しし、選定の理由についてもabcといった形で類型化してお示ししたいと考えています。

すなわちaは食品の案件でないものなど、そもそも「自ら評価の対象でないもの」。

bは科学的知見の充足が不十分など「自ら評価の選定基準を満たさなかったもの」。

cは「自ら評価の対象として選定されたもの」というものです。

ただし、理由については、その判断を行った時点での科学的な充足度などに基づくものでございます。科学は進歩するので、未来永劫対象とならないということではないと考えております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の考えにつきまして、皆様の御意見等はございますか。よろしいですか。特にないということでもよろしいですね。私自身は、今の事務局のabcの形で取りあえず対応されるというのは非常に適切かなとは思いました。

ただいま事務局から説明がありました方法で、それでは今後、「自ら評価」の案件候補として選定されなかったものについては対応をすることとしたいと思いますが、皆様、よろしいですか。

挙手されている大西先生、御意見をお願いします。

○大西専門委員 大西でございます。

今のお話、本当にありがとうございました。分かりやすいabcというランクでお示しいただくことは非常に賛成です。

一つ御提案というか御検討いただきたいことがございます。これは自ら調査を募集される時に、実際どういった内容が対象になるのかであるとか、明らかに自ら評価対象外になるようなものに関しての御意見も、あるように感じましたので、募集される際に募集対象のものをあまねく広く御意見を国民の皆さんからいただくという視点があるかと思うのですが、そういったところももう少し詳しくお示しいただいたほうが、自ら調査を御応募いただく際によりの確な内容が上がるかと思いましたので、御検討いただきたいなと思います。

以上です。

○合田座長 大西先生、ありがとうございます。

今の状態は何か、こういうのは対象になりませんという説明はついているのですか。

○都築情報・勧告広報課長 募集の段階でこういったものが過去採択されました、こういったものは採択されませんという御説明は簡単につけております。

○合田座長 今、大西先生が言われたことは本当に。

鬼武先生、お願いします。

○鬼武専門委員 鬼武です。ありがとうございます。

私もちょっと文書をどういうふうにしたほうがいいのかというのは、過去にも応募のときにやはりかなり少なくなったので、いろいろな形であまねく意見を聞くという形で今の文書になったと思います。そして、最終的にabcなり何らかの形でこれは要件にならないというのも一つはそういうハードルとしてあっていいのですが、書き方とか、やはりこれまであまねくいろいろな方から持ってきて、その中でこの検討会で最終的にはある程度合意を得て、最終的にはプライオリティーとして上げるか上げないかという決め方なので、その辺の書き方をもう少し丁寧に、例えば、abcというのがいいのかは分かりませんが、あまり最初からランクになるような名称を使うのをやめるとか、そういうことも含めてこれは事務局の方から検討していただいたほうがいいと思っています。

以上です。

○合田座長 ほかに御意見はございますか。

大西先生。

○大西専門委員 大西です。

先ほど鬼武委員からお話がありましたように、やはりあまねくという切り口は非常に大切だと思いますし、初めからabcランクをばんと出すと御意見もなかなか集まりにくいと思いますので、その部分は丁寧という切り口でと私も思っております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

最初の募集のタイミングと、募集が終わってこちらで議論をして最後に返すタイミングでは書き方が多分違うとは思いますが。

有田先生、お願いします。

○有田専門委員 有田です。ありがとうございます。

事務局ということではなくて、鬼武さんに質問です。前回、鬼武さんから自ら案件の募集の仕方について御意見があり、今回の提案になったのではないかと思いましたが。取りあえず今回、abcというランクというよりも、「このようなものは過去に出されても案件には取り入れられませんでした」というような提案だと思います。文章がいいかどうかは別ですけども、鬼武さんがされた提案の結果だというふうに私は受け止めたのですが、それでもよくないということなのではないでしょうか。

○合田座長 鬼武先生、お願いします。

○鬼武専門委員 有田専門委員、ありがとうございます。

確かにそういうふうな発言をしました。それから、今回、事前のレクがあつてその話もして、私として一番重要なのは、過去に振り返って過去の案件がプライオリティーとしてその段階でどう判断したかというのをきちんと記録に残してほしいということを申し上げたつもりです。それに沿ってやると、事務局のほうからは、その当時の状況を改めて今、集約をしていろいろな形で書くと、当時の状況と違うこともあり難しいということがあつて、議論の経過については議事録できちんと確認をしてほしいという趣旨でという説明がありました。それについて私は、一覧表にして過去のもが全部どういう形で評価として最終的に残ったのか、そうでないというのは難しいということは理解したということになります。

その上で今回の、私はabcという名称の書き方が、やはり応募するときにはそういう形ではなくて、間口を広くしてやるということがいいということを申し上げた次第です。

有田さん、分かりましたか。私の趣旨はそういう趣旨です。

以上です。

○合田座長 有田先生、よろしいですか。

○有田専門委員 良いとか悪いとかというよりも、そういう提案でこのような形になったのではないかということを考えましたので、鬼武さんには確認をさせていただきました。
以上です。

○鬼武専門委員 すみません。私はabcがちょっと気になっただけです。バーチャルで私の意図が通じず、申し訳なかったです。ごめんなさい。

○合田座長 ありがとうございます。

今のabcの順番等をまたどうつけるかというのはいろいろな工夫があるでしょうから、もしかしたらxyzかもしれませんし、こういうのは分かりませんが、そこも含めて何らかのランクづけをして最後の回答にはお返しするというような形は皆さんに御同意をいただいたものと思いますので、次の議事に移りたいと思いますが、皆様、よろしいですか。

では、特に反対がないようですので、その次に（２）の「令和３年度食品安全委員会運営計画について」ということで議論したいと思います。

まず、ウェブ会議方式により開催することを踏まえまして、審議の円滑化の観点から御出席いただいている専門委員及び専門参考人の皆様には、意見を事前提出していただいております。

意見等を提出された出席者におかれましては、資料２に沿って指名しますので、意見等について御説明いただけますようお願いいたします。

どうぞ。

○新総務課長 失礼いたします。総務課長の新でございます。

資料２の運営計画の案の中に、事前にいただきました御意見を枠囲みで組み込んだ形で御用意しておりますので、その掲載の順番に座長から御指名をいただきまして御発言をいただく形にさせていただきたく存じますのでよろしくお願いいたします。

○合田座長 皆様、まず、資料２を手元に置いてください。準備はよろしいですか。まだという方は待ちます。こういうウェブ会議というのは、資料が手元にあるかないかで議論の深さがすごく変わりますので。皆さん、よろしいですね。

それでは、資料２を順番にずっと見ていきますと、１ページ、２ページ、３ページには囲みはございませんで、４ページに行きまして、４ページの下のほうに阿知和専門委員から、前回の企画等専門調査会にて、自ら評価の対応状況として、「アレルギーのうち卵に関する科学的知見の整理を行うこととされ、現在、評価書の取りまとめに向けた審議を行っている」とのことでした。いつ頃評価書が出来上がるのか目途が分かれば教えていただきたいという質問がございましたが、これは事務局がよろしいですか。

○新総務課長 阿知和委員から御説明があればお願いいたします。

○合田座長 阿知和先生、特に追加はございますか。よろしいですか。

○阿知和専門委員 今、読んでいただいたとおりなのですが、私がこの意見を提出した理由として、平成27年度に決定して少し時間がたって、特に食物アレルギーの中でも卵の研究は進んでいて、昔の常識、除去しましょうということは、今は異なる対策だったり治療法が確立されていると思うので、この評価書がまとまったということでしたので、できるだけ早い段階で情報をいただきたいなということで、いつ頃情報発信されるのかなというのが気になりましたので教えていただければと思います。

○合田座長 事務局、お願いします。

○近藤評価第一課長 アレルゲンワーキングを担当しております評価一課長の近藤でございます。担当課から御説明させていただきます。

今、御質問のありました卵に関する評価書でございますけれども、今年度中を目途にワーキングでの議論を終了しまして、その後、食品安全委員会に報告、パブリックコメントを経て最終化したいと思っております。

したがって、評価書が出来上がるのは来年度の第1四半期くらいになるものと思っております。ただ、今、御指摘をいただきました点についてはアレルゲンワーキングの中でもいろいろと議論を進めておりますけれども、患者さんとかこの食品影響評価は一般的な国民の方を対象とした評価ということで、おおむねの議論を進めてきているところでございますので、もちろん最新の知見、必要な情報などを集めながら評価をしておりますけれども、患者さんの中にはいろいろな重篤度の方もいらっしゃると思っておりますけれども、そこは全般的には一般的な国民を対象とした試験からの評価ということの方向で今、進んでいるという状況ではございます。

説明は以上でございます。

○合田座長 近藤課長、どうもありがとうございました。

阿知和先生はよろしいですか。

○阿知和専門委員 はい。一般的な国民へのメッセージということで大丈夫です。思っていたよりも来年度ということちょっと時間がかかりそうだなというのはあるのですが、ぜひよろしくお願いします。

○合田座長 でも来年度の早い時期ですよ。

○近藤評価第一課長 はい。来年度の第1四半期ということは、今年の4月、5月、6月ぐらいというイメージでございます。

○合田座長 そういうことですよ。かなり早いですよね。

○近藤評価第一課長 はい。

○阿知和専門委員 今年の4月、5月、6月ということですか。

○合田座長 そういうことです。

○近藤評価第一課長 すみません。来年度というのが今年の4月から始まる来年度という趣旨でございました。失礼しました。

○阿知和専門委員 分かりました。では、早いですね。

では、お待ちしております。よろしくお願ひします。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、その次の5ページはなくて、6ページに小西専門委員から、令和3年度運営計画の「第6 リスクコミュニケーションの促進」の重点テーマとして「農薬」を対象とすることに賛同いたします。農薬の食品健康影響評価、農薬登録に必要とされる毒性評価などについてお伝えし、農薬に対して「漠然とした不安を抱く」のではなく科学的な知識に基づいて「正しく恐れる」ことの促進を期待しています。一方で、無登録農薬の使用が疑われる事象や基準を上回る残留農薬の検出などが発生しています状況から、農薬の取扱い者、使用者が果たすべき使用基準の順守、いわゆる「正しく使う」ことが、消費者の方々の信頼獲得につながる農業生産の基盤であることをお伝えし、農薬の取扱い者、使用者による安全・適正な使用の確保の啓発につながるような情報発信を進めていただくようお願いいたしますという御意見をいただいております。

この点につきまして、特に事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 都築でございます。事務局から対応についてお答えさせていただきます。

まず、農薬を対象に選んだ理由なのですが、農薬のポジティブリスト制度が導入される時期には食品安全委員会としても集中的にリスクコミュニケーションを行っていた

のですが、最近、テーマとしてあまり取り上げておりませんでした。このような中、農薬の残留農薬基準違反の事例などがありますと、報道を見ますと、必ずしも残留農薬のリスク評価について正しく御理解いただけていないような状況が散見されるという状況もございます。そういったことも踏まえまして、農薬については再評価制度も始まることを踏まえまして、残留農薬のリスク評価の仕組みなど正しく理解していただく必要があると考えまして重点テーマにさせていただきました。

なお、小西先生から御指摘いただきました農薬の取扱い者、使用者を対象とした啓発活動といたしましては、農林水産省、厚生労働省、環境省が自治体と連携して農薬危害防止運動というのを毎年実施しておりますので、御意見があったことを担当者に伝えたいと思います。ありがとうございました。

○合田座長 ありがとうございます。

小西先生、これはよろしいですね。

堀口委員、お願いします。

○堀口委員 今の課長の説明、どうもありがとうございました。

ちょっと一点、農薬と残留農薬は違うので、今日、御参加していただいている皆さんにもう一度頭をチェンジしていただいて、残留農薬であるということを付け加えさせていただきたいと思います。

そして、資料2の6ページの「第6 リスクコミュニケーションの促進」というところに言葉が出てきますが、最後の37行目に「農薬」と書いてありますが、ここも残留農薬になるかと思しますので訂正させていただければと、事務局ではないのですけれども思います。すみません。よろしくお願いします。

○合田座長 皆様、よろしいですか。

鬼武先生の挙手が出ましたね。その後で有田先生を指名しますので、まず、鬼武先生、お願いします。

○鬼武専門委員 ありがとうございます。補足の意見をさせていただければと思います。

テーマについてはその時々、今回は食中毒から残留農薬ですか、そのテーマが変わったということは多分、タイミング的にはよかったなと私は思っています。その一つの理由としては、先ほど事務局の説明もあったかと思いますが、食品安全委員会はどういうふうにして農薬のリスク評価、健康影響評価をしているかということを中心に理解してもらおうということが重要であって、もう一点は最近ではもう過去から、例えばEUのほうでネオニコチノイド系の農薬についての使用規制とか、国際機関のほうでグリホサートの取扱いについてとか、いろいろ利害関係者でこの間、農薬もしくは残留農薬でしょうか、そ

れに関する関心や情報が一方では高まってきていると思います。

そういう点からすると、繰り返しになりますけれども、食品安全委員会のリスク評価（健康影響評価）の方法論等としてどういうふうにやっていくとかを含めて、どういう形かは分かりませんが、コミュニケーションを取ることが重要と考えています。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

その次に有田先生、お願いできますか。

○有田専門委員 ありがとうございます。有田です。

今、残留農薬のことについてのリスクコミュニケーションということでお知らせいただき、ありがとうございます。というのは、昨年12月、前の年の12月もそうでしたが、農薬の種類は違いましたが、シュンギクに農薬が残留しているということがありました。昨年12月8日は福岡の久留米だったと思うのですが、それについて、リスクコミュニケーションを主に行っている専門家の方々が集まって発信している情報サイトが、そもそもその農薬を使ってはいけない作物に使ったのだというような、情報発信をしていました。事実は、使う時期が間違っていた、農家の方が間違った使い方をされていた為でした。よく農水省の方は、農家の方は農薬の専門家だということもおっしゃるのですが、必ずしも全員の方がそういうわけでもありません。残留農薬についてはこういうリスクがあるのだということを伝えていただくというのは本当に大事なことだと思います。

また、リスクコミュニケーションの専門家という方でも、そもそも農薬の使用時期など、同じ農薬でも使い方が違うのだということを御存じなくて単純に発信されている方もいらっしゃいます。そういう方たちにも参加をしていただき協力していただき、情報発信をしていただくというのが重要かと思います。ありがとうございます。

以上です。

○合田座長 有田先生、ありがとうございます。

この間の久留米の事件というのは、本当にリスクコミュニケーションの重要性を感じさせる中身で、今年度、農薬を対象とするということも非常にいいことかなとは私も思っております。

皆様、この件につきまして追加の御意見等はございますか。

横田先生、お願いします。

○横田専門参考人 御指名いただきありがとうございます。

私は所属が農薬工業会という農薬メーカーの団体のところに属している人間なのですが、やはり農薬につきましては正確な情報を皆さんに知っていただく必要があるため、

活動としましては例えば、小さなお子さんをお持ちの主婦の方々に対する農薬ゼミを行ってみたい、メディアの方々を対象にした勉強会をしてみたり、あるいは、家庭科教職員を対象としたセミナー等を開いております。特に昨年を見ても一部の偏向記事によって、その中でも食品安全委員会のほうでもちょっと取り上げられたらと思っておりますが、そういったことに対しましてもこちらのほうが情報発信ということを行っております。

最初、この資料には農薬と書いていただいていたので、今後この辺りにつきましては我々のこの組織の中にもそういったパブリシティーの活動をしている部門がありますので、そういった方々とできたら、食品安全委員会の委員の方々とも、場合によっては事務局の方でも結構なのですけれども、一度意見交換をさせていただきたいといったような内部の要望がありましたので、それをお伝えさせていただければと思っています。よろしく願います。

○合田座長 横田先生、ありがとうございます。

事務局、何かありますか。

○都築情報・勧告広報課長 意見交換をぜひやってみたいと思います。ありがとうございます。

○合田座長 ほかに御質問等はございますか。

それでは、先に行きたいと思います。

その次の7ページ目中段のところに四角囲みがございまして、事務局から、表現の適正化のため、下線部を「妊娠期・乳幼児をもつ保護者向け」から「妊娠期の方、乳幼児をもつ保護者の方向け」に修正しましたということでございます。

この点は事務局、何かありますか。よろしいですか。

この点について、皆さん、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、その次のページに行かせていただきます。

8ページ目ですが、下段に戸部専門委員から、学校教育関係者が学校現場で活用するための教材の作成を進める。媒体は印刷物でしょうか。COVID-19の影響で、教育現場も、電子媒体の活用も少しずつ増えてきているので、電子媒体による情報提供の併用も有効だと思いますという御意見がございました。

この点は事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 都築でございます。

御指摘のとおり、媒体は印刷物だけではなく、ホームページ等を通じて電子媒体でも提供しております。研究事業でカードゲームを活用したリスクコミュニケーションのツールなども開発しているのですけれども、こちらもCOVID-19の影響を踏まえまして、ウェブで

使えるようにといった工夫もさせていただいているところでございます。御紹介させていただきました。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に御質問はございますか。よろしいですか。

有路先生、どうぞお願いします。

○有路専門委員 この学校現場で活用する教材のことに關してなのですけれども、いわゆる副読本的なものだという印象なのですが、以前から申し上げていることなののですが、事務局側から、例えば、家庭科の教科書とかあるいは社会科の教科書においてこういうところの内容を入れ込むような調整や働きかけというのはやっておられるのでしょうか。

○合田座長 よろしいですか。

○都築情報・勧告広報課長 今、『科学の目で見ると食品安全』といった中学校の家庭科で使えるような副読本、かつて作ったものを、作った当時は非常に熱心に広報活動なども行ったのですけれども、その後、大分時間もたっておりまして、ただ、私どもとしては積極的な働きかけというのはあまりやっていたのですけれども、一部の自治体では今でも根強く活用いただいているといったようなこともございましたので、中身のデータの更新などを行ってもう一度現場で活用いただくような働きかけを丁寧にやっていきたいということを考えております。ありがとうございました。

○合田座長 ありがとうございます。

堀口先生、お願いします。

○堀口委員 先ほど課長から御紹介いただいた研究の委託事業に關しまして、その中でも副読本については調査をしていただいております。まとまっているので、そういうものを事務局は資料として反映して、よりよきものを作成中というふうに私は認識しております。付け加えさせていただきます。

○合田座長 ありがとうございます。

有路先生、お願いします。

○有路専門委員 すみません、ちょっと私の質問の趣旨が伝わってなかった感じがします。副読本のほうを進めておられることはよく認識しておるのですが、そうではなくて一

一般的に使われております社会科であるとか家庭科であるとか、そういった主要教科の中に入ってくる内容として教科書の中に入れ込む作業というのは、多分、必要なことではないかと思うのです。そういうものについての働きかけというものは行われているのでしょうかというのが質問です。

○合田座長 これはよろしいですか。

堀口先生、お願いします。

○堀口委員 文科省の担当官と連絡を取った経緯はあるのですが、COVIDのこともあり、途中で、今、交流が途絶えているところかと認識しております。念頭に入れて、また、ちょっとどういう働きかけをしていくのかを考えていければと思います。

また、そういった際に、今日御参加の方々の中で文科省など関係されている方々がおられましたら、またアドバイス等を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○合田座長 米田先生、お願いします。

○米田専門委員 米田です。

教育学部に所属しておりますので教科書関係は少しありますけれども、教科書はやはり学習指導要領の内容を盛り込むということを最優先にしています。そうすると、コラムのような形で食品安全委員会の活動とかそういうことを入れ込む余地はあるのですが、やはり今、防災と食であったり、安全と食、コロナもありますけれども、そういったところが非常に重要視されてきているというところがありまして、教科書の紙面の関係なども見ますと、私が関わっているのは家庭科ですけれども、副読本のほうが多分、コラムとしてちょっと教科書に入るといえることはあるかもしれませんが、教育現場で活用され得ると考えますと、今出ている副読本のようなものをより充実させ、電子媒体をつくり、そして、でき得れば教師用の指導書のようなものも、マニュアルのようなものですね、そういうのを添えてあげると、どんどん現場で使ってもらえると思います。

以上です。

○合田座長 米田先生、ありがとうございます。

堀口先生、よろしいですか。

○堀口委員 3年ぐらい前にはなりますが、今、先生からアドバイスをいただいたとおりのコメントを、たしか文科省の担当者からもいただいたと思います。

あと、別途、以前、情報課のほうで教科書を調べていたこともありまして、教科書は基

本的に印刷会社さんが編集というか人を選んでやっているの、文科省自体は印刷会社さんから訂正という書類が上がってくれば、事務作業的に処理はするのだと聞いております。なので、教科書会社さんへのアプローチを考えていました。

そのときに、教科書会社さんが普通の小中学校の先生に教科書を見てもらって、謝金をお支払いしてそれを受け取ったというのがニュースになってしまって、ちょっと教科書会社さんにアプローチができなくなったのでそこで止まっています。すみません。

以上です。

○合田座長 有路先生、よろしいですか。

○有路専門委員 はい。

○合田座長 ありがとうございます。

今の教育のところを伺ってしまして、実は私が個人的にすごく気になっていたのは、英語試験のところでサイエンスとちょっとずれたような問題が出てくるのはすごく気になりました。入試問題で事実と意見とが混乱しているような問題が出るなということを気にします。ここら辺がすごく難しいなど。我々はサイエンティフィックに考えるのですけれども、論理の問題と実際のサイエンスの問題が英語の先生にはなかなか分かってもらえないのかなと思いつつ気になったのです。これはちょっと余談でございまして、先に行かせていただきます。

では、その次でございまして、11ページです。戸部専門委員から、緊急事態への対処体制の整備、緊急時対応訓練の実施というところで、COVID-19の影響で、在宅勤務も増えていると思いますので、緊急事態においても、リモートでの対応の体制や、限られた数の出勤者で対応できるように、対応者各人の機能を増やしたり、少人数でもできる方法を検討するなどが必要と思います。このことは、COVID-19だけでなく、夜間の対応などにも有効ではないかと考えますという意見が出ております。

では、阿知和先生お願いします。

○阿知和専門委員 すみません、挙手をするのが出遅れてしまって、先ほどの議論の副読本のところ、『科学の目で見ると食品安全』というのは、ちょうど先日、事務局の方ともやり取りをさせていただいたのですが、今、更新されるということだったので、今、更新前の状態がホームページに公開されているのですが、一括表示だったりアレルギーの情報で間違った情報が、間違った情報という古い情報、更新されていない情報がそのまま載っているのです。なので、すぐに更新されるということであれば一旦削除しなくてもいいのかなとも思うのですけれども、これは議論に上がらなければ食品安全委員会のホームページに間違った情報がずっと掲載されていたことにもなりかねなかったの、ちょっ

とその点は怖いなと思っています。なので一つは、間違っただ情報が更新されるまでこのまま待っていていいのかというところです。

2つ目は、この副読本のように、更新されていない古い情報がそのまま残っているものが放置されたままほかにもあるのかなど、大丈夫なのかなというところが2点ちょっと気になったので質問させていただきます。

○合田座長 ありがとうございます。

これは事務局、ありますか。

○都築情報・勧告広報課長 すみません。古い情報があたかも最新のものと思われぬように少し対応を考えたいと思います。ありがとうございます。

○合田座長 重要な指摘、どうもありがとうございました。

それでは、よろしいですか。

それでは、戸部先生の御質問のところに移りたいと思いますが、この点につきまして、まず事務局、何かございますか。

○新総務課長 総務課長の新でございます。

この御意見につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、次の議題になりますけれども、来年度の食品安全委員会緊急時対応訓練計画の案に重点課題といたしまして、職員がテレワークを実施している状態における緊急時対応を想定した訓練を実施するというところで記載を盛り込んでおりますので、対応いたしたいと思います。

以上でございます。

○合田座長 ただいまの御説明等につきまして、何か御意見はございますか。よろしいですか。

それでは、大西専門委員から期限後に追加で御意見をいただいております。お手元の机上配付資料2としてお配りしております。大西専門委員、御説明いただけますようお願い申し上げます。大西先生、よろしいですか。

○大西専門委員 ページ数というか該当するところが分かりづらかったので無理くり対象として記載した感があるのですけれども、御説明させていただきます。

一つが、リスクコミュニケーションというところで、以前、e-マガジンの読み物版というのが配信されていたと思いますけれども、今は中止になっていると思います。今、COVID-19のお話もあって、食への安全安心の関心が高まっているなど感じております。

先ほど、合田座長のお話があった、私も入試問題の件は非常に衝撃を受けておりまして、

実は食品業界の関係者の中では話題にもなったような案件になっております。e-マガジンというのがあまり読まれていないということですが、いろいろな媒体が増えているのかもしれないのですけれども、やはりウェブなどの電子媒体、いろいろなメディアを通してCOVID-19に絡む内容でありますとか、あと、入試問題に関してはいろいろな御意見があるのですけれども、食品安全委員会としての正しいリスク評価で、こういった評価運用が現在あるというところであるとか、そういったリスク管理の視点ではなくて、食品安全委員会から出す情報ということで、より信頼性のある情報を発信していただきたいというのが1点目ということで御意見をさせていただきました。

2つ目もCOVID-19に絡むのですけれども、今、非常にメディアからいろいろな情報があふれているふうに思います。コロナに効く食品みたいなこともいつとき出て、そういったものはないという情報も発信されていると思うのですが、各メディアが使われる表現に非常に差があるように感じております。そういったメディアとのすり合わせであるとか、言葉の使い方等も今後、これからこういった状況、不測の事態というのがこれからはいろいろなパターンで出てくると思いますので、ぜひ、この部分に関してメディアとのすり合わせ等を積極的に御検討いただきたいと感じております。

一例として、EFSAから出ておりますガイダンスであるとか、海外の事例もありますので、そういったことも踏まえた状態でぜひ御検討いただきたいなと思い、2点御意見させていただきました。

以上です。

○合田座長 大西先生、どうもありがとうございます。

まず、1番目のほうの意見、e-マガジンのことに関して、事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 都築でございます。御意見ありがとうございます。

やはり正確な情報を発信するというのはとても大事なことだと思いますので、食品安全委員会といたしましても様々な媒体を活用したリスクコミュニケーションを実施したいと考えております。メルマガもその一つの手段かと思っております。

食品安全委員会では、消費者が食品の安全性についてどう考えているのか、あるいは食品安全委員会はどの程度認知されているのかといった調査を今行っているところでございまして、この調査結果も踏まえまして、認知度向上あるいは科学的リテラシー向上のためにどういう手段が一番適切かということをちゃんと検討して、しっかりと媒体を選んで、必要な情報が必要なところに届くように活動していきたいと考えております。

○合田座長 ありがとうございます。

これは、堀口先生、よろしいですか。

○堀口委員 情報課のほうでいろいろ御検討してくださっていると聞いておりますので、どういったものをどれで発信していくのかという効果的などころを考えて、媒体自体が減ることはなく増えていだけなのですよ。なので、ではスタッフが増えるかといったら全くそういうことはありませんので、リスク評価にそぐう媒体は、評価を知らせるためにそぐう媒体は何なのかなという整理をする時期に今、差しかかってきたのかなと思います。

また、つい何週間か前からはClubhouseというものがSNS上に流れて、皆さん、このコロナで小さなコミュニティーをつくってお話をしているみたいなものもありますので、ちょっと整理をさせていただければと考えております。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

幾つか御説明いただきましたが、ただいまの御説明に御意見等はございますか。皆さん、よろしいですか。

では、その次の（２）でございます。これにつきまして、まず事務局、何かございますか。

○都築情報・勧告広報課長 御意見ありがとうございます。

科学的な妥当性を欠く情報に対しては、継続的に正確な情報を発信していくという対応が必要かと思っております。御指摘の伝え方や言葉の使い方が重要という点は我々も重々承知しておりますし、またメディアとの対話も、新型コロナウイルス感染症の関係で若干行えていないのですけれども、これから意見交換を何らかの形で進めたいということで検討しているところでございます。

○合田座長 大西先生、何かございますか。どうぞ。

○大西専門委員 ありがとうございます。

ぜひメディアの部分に関して、非常に影響度が大きいと思っておりますので、御検討いただきたいと思っております。

あと、もう一つ、先ほど堀口委員からお話がありましたが、Clubhouseに関して、実は私、ちょっと別件がありまして参加をしております。午前中も少しどんな状態かというのをのぞいてみました。内容については非常に活発になっておりまして、特に日本では非常に普及が早いといううわさを聞いております。その中でもオリンピックの森氏の発言であるとかそういったことも非常に盛り上がっておりました。

そして、ちょっと気になりましたのが、やはりこれも食品に関してのグループであるとか、そういったものが今後きっとできて、先ほどの間違った情報であるとかそういったものも出てくるそういった媒体かなというふうにはちょっと思いました。今後もういったと

ころを含めて注視していただければと思います。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

有田先生、よろしく申し上げます。

○有田専門委員 Clubhouseについては記録などをしてはいけない、できないようです。自由闊達に意見交換はできるけれども、記録も全然残せない。その様なことをすると外されるということです。自分の思いをグループで話す分にはいいと思うのですが、こういう食品安全委員会等の意見交換、情報発信としては使えないものなのではないかと考えているのですが、大西さん、どうなのでしょう。

○合田座長 どうぞ。

○大西専門委員 有田委員のおっしゃるとおりで、記録媒体がないという、記録に残らないというのが非常に特徴的になっています。

ただ一方で、ほかのメディア、SNSとの連携もかなり盛んになっています。要は登録をしてしまえば、ツイッターであるとかインスタであるとかフェイスブック、いろいろなSNSに連携できます。なので、Clubhouseの中では記録であるとかそういったものはないのですが、波及であるとか広がりというのはありますので、こういったオフィシャルな委員会の媒体としては、もしかしたらちょっと時期尚早、ちょっとニュアンスが違うかなと思うのですが、影響度というのは非常に注視しておく一つの媒体かなと感じております。

以上です。

○合田座長 貴重な情報、どうもありがとうございます。

ほかに本件につきまして御意見はございますか。よろしいですか。

私自身は、最後のリスクの伝え方のことですが、食品安全委員会は用語集を作っているらしいですね。これは非常にすごいなと思っているのです。これでいろいろな言葉をしっかり説明をして、こういうものがこういう用語で使われるよというのが、順次、それが充実することによって、基本的なベーシックな言葉の使い方が定義されていくのではないかなという具合には思っています。

ですから、ぜひ用語集を引き続き充実していただければという具合に思っております。

ほかに、この大西先生の御意見。

鬼武先生、よろしく申し上げます。

○鬼武専門委員 ありがとうございます。時間がないかと思えます。

今の最後の座長のコメントの用語集についてです。私も用語集は非常に、この間、パブリッシュされた第6版でしたでしょうか、すごく改訂されていい中身になっていると思います。多分それには、日本語と英文のものもつけていただいていますし、そういうことでは最新の中身と定義、ターミノロジーがきちんと系統立ってできていると思います。

前から少し幾つか気になっているのがあるのですが、例えば、OIEというのは、これはもう完全に日本政府が言っているから仕方ないのですけれども、国際獣疫事務局、ワールドアニマルヘルスオーガニゼーションですか、そういう名称ですから“獣疫”ではないのではないかなとずっと私は発言しています。(改訂すべきである)

それから、最近、アレルゲンでは、日本での通知ではアレルゲンは“コンタミ”といいますけれども、食品原材料と一緒にして混ぜるということで、コーデックスでもクロスコンタクトということで統一されており、コンタミネーションという言い方は多分していませんし、併せて遺伝子組換えも、安全性が確認されているものであればそれも“コンタミ”ではなくて、“プレゼンス”、偶発的に存在するという意味なので、あまりコンタミという用語は使われておらず、“コンタミ”というふうに行政官の方もよく使いますけれども、これは少し慎重に行っていただきたいと思っています。

意見です。よろしくお願ひします。

○合田座長 鬼武先生、どうもありがとうございます。非常に貴重な意見だと思いますし、そういう状況なのだなということが私自身もよく分かりました。本意見を参考にして、多分、次にまた用語集は。

堀口先生、よろしくお願ひします。

○堀口委員 鬼武さん、ありがとうございます。

用語集を検討する際に、まだ多分、国際機関のところを検討していなかったのではないかと思うのですが、していましたか。したのですか。分かりました。何かまた改訂のときに事務局が多分考えてくれるはずです。

合田座長がおっしゃっていただいた用語集は、非常に私も使い勝手のいいものだと認識しております。私が今、ちょっと感じていることなのですが、それは緊急時対応訓練とも関連しているのですけれども、先ほど大西委員からCOVIDの話が出ていましたが、本日の議論においても、例えば先ほどの自ら評価のabcという、abcに対する印象が多分ちょっとずつ皆さんで違うのかなと思ったりして、言葉に対する感じ方というのは結構幅広なのです。

例えば、今は食品安全に関する大きな事件は、死亡事件などはないのですが、例えば、100人中30人が中毒症状を起こしましたみたいな情報があったときに、「多くの人が」と表現されるのかよく分からないのです。メディアの表現がどうなるかが分からないのですよ。

今、ワクチンの報道によって重篤なとか重症のとか、全身性の症状に対して重篤なという単語を使っているメディアもあり、重症なというふうに使っているところもあり、結構その辺が、受ける印象がその記事によって違うなというのを感じています。平時は皆さん、事務局も非常に注意深く、また、多分、厚労省をはじめ、省庁の方々が言うことが違うことはほとんどないので、それを拾って発信する側のところが勝手に自分の思った印象で言葉を使ってしまうというところに、社会的混乱を招いてしまう危うさを実際に感じているところですよ。

そして、食品安全委員会は記者クラブはありませんけれども、メディアとの情報交換会を常日頃からしており、メディアと一緒に何かずぶずぶしているわけではありませんけれども、メディアの方々からの御意見を聞くことができるので、やはり緊急事態に備えた感じの想定で、メディアと言葉遣いに関してもリスク評価だけではなくて意見交換等をしていったほうがそろそろいいのかなと、個人的に思った次第です。

以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

堀口先生の言われるとおりがなとは思いますが。やはりメディア、マスコミ関係の方とよくコミュニケーションを取って、なるべく正確な言葉を使っていただくというのは本当に大事なことだと思います。今、COVID関係でつくづく私自身もそのことを感じている次第でございます。

これまでの議論で様々な件がございましたけれども、事前提出いただいたもの以外で、本件に関しまして御質問、御意見等はございますか。運営計画に関してです。

鬼武さん、よろしく申し上げます。

○鬼武専門委員 鬼武です。ありがとうございます。

すみません、何度も申し訳ないですけども、1つだけ。これは修正とかではありませんけれども、3ページ目の食品健康影響評価の実施ということで、ここに掲げられていますように、この間、リスク評価機関、健康影響評価の実施として、いろいろな形で科学的ハザード、微生物的ハザード、その他、栄養的な評価を問題も含めて、個別のガイダンス文書というのが2003年以降、非常に精緻にされて進展してきたと思います。そういう中で個別の進展、作成と併せてその改訂というのは順調にいつているのですけれども、今後もう少し検討すべきだと思いますのは、リスク評価には4つのファクターがあって、ハザードの特定から、特性評価、ばく露評価、リスクの判定という4つのプロセスがあって、それぞれ微生物的に関するリスクアセスメントと、化学物質（食品添加物、食品中に残留する動物用医薬品等）に関するリスクアセスメントについて、やはり多少そのデータの収集の仕方とか、最終的にはNOAELの設定の仕方とかは微生物と化学物質のリスク評価には同じ点と違う点もあると思うのです。こういうことについても2003年から食品安全委員会がリス

ク評価の手法と、その進展と個別のリスク評価をやってきているという実績がありますから、そういうものも少しレビューをしてみてもどうかと考えます。

例えば、微生物的リスク評価手法と化学的リスク評価手法、ハザードによって多分、データの取り方とかで違いがあるとかない点とか、そういうこともぜひ、来年、令和3年度でできなければ令和4年以降でもいいのですけれども、フォローしてやっていただきたいと思っています。その一つの理由は、今年、WHO総会（WHA）の決議ですか、フードセーフティーというのが決議案にも出されて、WHO事務局の方から、2022年にはフードセーフティーの一つとして食品安全のその指標値みたいなものを、今まではDALYs（障害調整生存年数）とかそういう指標値であったかもしれませんが、今後は新たな指標値を考えているということの報告を聞きました。そういう状況の中で、リスク評価は日本ではどういう形で食品のほうの健康影響評価がされているかというのは、これは多分重要なレビューとしてなると思いますのでそういうことも、次年度の計画文書には全然、ここには書かなくていいのですけれども、御検討いただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

○合田座長 ありがとうございます。

事務局、どうですか。

○鋤柄事務局次長 次長の鋤柄でございます。

鬼武先生、大変ありがとうございました。

私どもが評価を行う際のガイドラインといいますのは、一貫性を持って、それから透明性を持って評価するために非常に重要なものということでございます。

それから、もう一つ大事なことは、科学は常にアップデートしておりますので、アップデートした科学にきちんと追いついてガイダンスを直していくということが非常に大事だと思っております。

今、鬼武先生からも御指摘がありましたけれども、特にケミカルなハザードのほうにつきましては、ガイダンスを逐次、これまでも直してきたところでございますけれども、バイオロジカルなハザード、微生物の評価につきましては、私どももアップデートが少し遅れていると認識しておりまして、今回、4ページのところにも微生物のガイドラインについて直したいということを来年度の計画に入れていくところでございます。

まさに鬼武先生が御指摘のとおり、国内外の様子、状況等をきちんと常にレビューしながら最新のガイドラインになるようにということが非常に重要だと思っております。

どうもありがとうございました。

○合田座長 ありがとうございます。

それでは、この運営計画についてほかに御質問等はございますか。よろしいですか。

本日の議論では、特に記述内容の変更をするという御意見はなかったように思いますが、皆様、それでよろしいですね。

それでは、この部分は御了承いただいたということで、事務局案どおりにしたいと思います。よろしいですね。ありがとうございます。

それでは、本日、特に御発言されなかった先生方、何か御意見を言いたいことがございますか。よろしいですか。

すみません、議題（３）がございますね。１つ飛ばしました。

では、その次に、（３）の「食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び令和３年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」ということで、これにつきましても議題（２）同様、意見等を提出された出席者におかれては、資料に沿って指名しますので、意見等について御説明いただけますようお願いいたします。

まず小西委員ですから、事務局、よろしく申し上げます。

○新総務課長 総務課長の新でございます。

資料３－１を御用意いただけますでしょうか。３－１と３－２があるかと思えます。３－１の６ページでございます。

小西専門委員から御意見をいただいております。緊急事態発生時の訓練につきましての御意見をいただいております。長文ですので読み上げるのは省略させていただいてよろしいければ御覧いただければと思います。６ページから７ページにかけての枠囲いの部分でございます。

○合田座長 皆様、ちょっと読んでいただいております。よろしいですか。

それでは、今、読んでいただいたと思っておりますので、ただいまの件につきまして、事務局、御回答等がございましたらよろしく申し上げます。

○新総務課長 確認訓練のシナリオにつきましては、消費者庁のほうで主催と申しますか、取りまとめをしておるものでございます。いただきました御意見につきましては、消費者庁及び合同で確認訓練を実施しております各省庁と共有をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○合田座長 ありがとうございます。

本件につきまして、御質問や御意見等はございますか。よろしいですか。

それでは、これまでの議論を踏まえまして、事前に提出いただいたもの以外で本件、それから全般につきましてでもよろしいですけれども、御意見等はございますか。よろしいですか。

その他、事務局から何かございますか。よろしいですか。

案の3の部分は皆さんに御了承いただいたということでよろしいですね。同意の意見が出ておりますので、御了承いただいたことにいたします。

それでは、事務局、何かございますか。

○新総務課長 案件につきましては特にございませぬ。

以上でございます。

○合田座長 それでは、以上により本日の議事は全て終了しました。

次回の日程はどのようになっているでしょうか。

○新総務課長 次回の企画等専門調査会では、「令和2年度食品安全委員会運営状況報告書」等につきまして御審議を賜りたいと存じます。

日程につきましては、他の専門調査会との関係もございまして調整をしております。例年どおり、今は6月2日の開催を予定しておりますので、確定いたしましたら改めて事務局から御連絡を申し上げます。

以上でございます。

○合田座長 6月2日は基本的には午後の予定ですか。まだ午前か午後は決まっていないのですか。

○森総括係長 総務課の森でございます。

6月2日は午後に予定しております。

○合田座長 ありがとうございます。

午後だそうです。皆様、予定を空けておいていただければと思います。

それでは、以上をもちまして、第32回「企画等専門調査会」を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。